

八王子市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金（令和7年10月分

から12月分まで）申請の手引き

物価高騰等の影響を受けた介護サービス事業所等の負担軽減を図り、安定的で持続可能な事業運営を行えるようにするため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、市内に所在する介護サービス事業所等を運営する事業者に対して、八王子市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付します。本手引きをご確認のうえ、期日までにご申請ください。

1. 対象期間

本支援金交付事業で対象とする期間は、令和7年10月1日から令和7年12月31日までです。

2. 交付対象

支援金の交付対象となる事業者（法人）は、以下の要件をすべて満たす必要があります。詳細については、八王子市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金（令和7年10月分から12月分まで）交付要綱（以下「交付要綱」という。）をご確認ください。

- ① 八王子市内において、老人福祉法（昭和38年法律第133号）又は介護保険法（平成9年法律第123号）に規定するサービス（交付対象となるものに限る。）を提供する事業所を運営する法人であること。
- ② 運営している事業所が、令和7年12月1日までに指定等をされ、交付対象となるサービスを提供していること。
- ③ 対象期間内に、②に該当する事業所において、継続して交付対象となるサービスを提供していること。
- ④ 申請の時点で、②に該当する事業所を廃止又は休止（廃止又は休止予定を含む）していない法人であること。ただし、運営している事業所の一部を廃止又は休止している法人を除く。
- ⑤ 運営している事業所が交付対象となるサービス（区分が「訪問系」及び「通所系等」となっているものに限る。）を提供するにあたって、対象期間に事業者等が所有する自動車を使用し、当該自動車に使用したガソリン及び軽油にかかる費用（以下「燃料費」という。）を負担していること。
また、令和7年10月1日（以下「基準日」という。）において、当該自動車を所有していること。ただし、令和7年10月2日から令和7年12月1日までに指定等をされた事業所については、指定等をされた日を基準日とする。
- ⑥ 令和7年12月31日時点で必要な事業年度分の市税の申告がなされており、かつ市税の滞納がないこと。

3. 交付対象となるサービス種別及び交付額

介護サービス種別ごとに、使用している自動車の台数や定員数等に応じて交付額を算定します。詳細については、交付要綱をご確認ください。

対象となる事業所（※1）				
区分	サービス種別	対象経費	対象車両及び対象者 （※2-1、2-2）	交付額
訪問系	夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護 看護 訪問型サービス A（当該サービスのみを提供している事業所）	燃料費	利用者宅への訪問に使用している自動車	対象車両1台あたり 月額 900 円
	地域密着型通所介護 予防通所介護相当サービス（当該サービスのみを提供している事業所） 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護		利用者の送迎に使用している自動車	対象車両1台あたり 月額 1,700 円
施設系	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院	光熱費	入所者のうち、介護保険法第五十一条の三における特定入所者介護サービス費の対象となる特定入所者を除いた者	対象者一人あたり 月額 3,907 円
	地域密着型介護老人福祉施設		入所者	
	認知症対応型共同生活介護		入居者	
	特定施設入居者生活介護		要支援1以上の認定を受けている入居者	

※1 事業所が介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1事業所として取り扱う。介護サービスと介護予防・日常生活支援総合事業の両方の指定を受けている場合も同様とする。

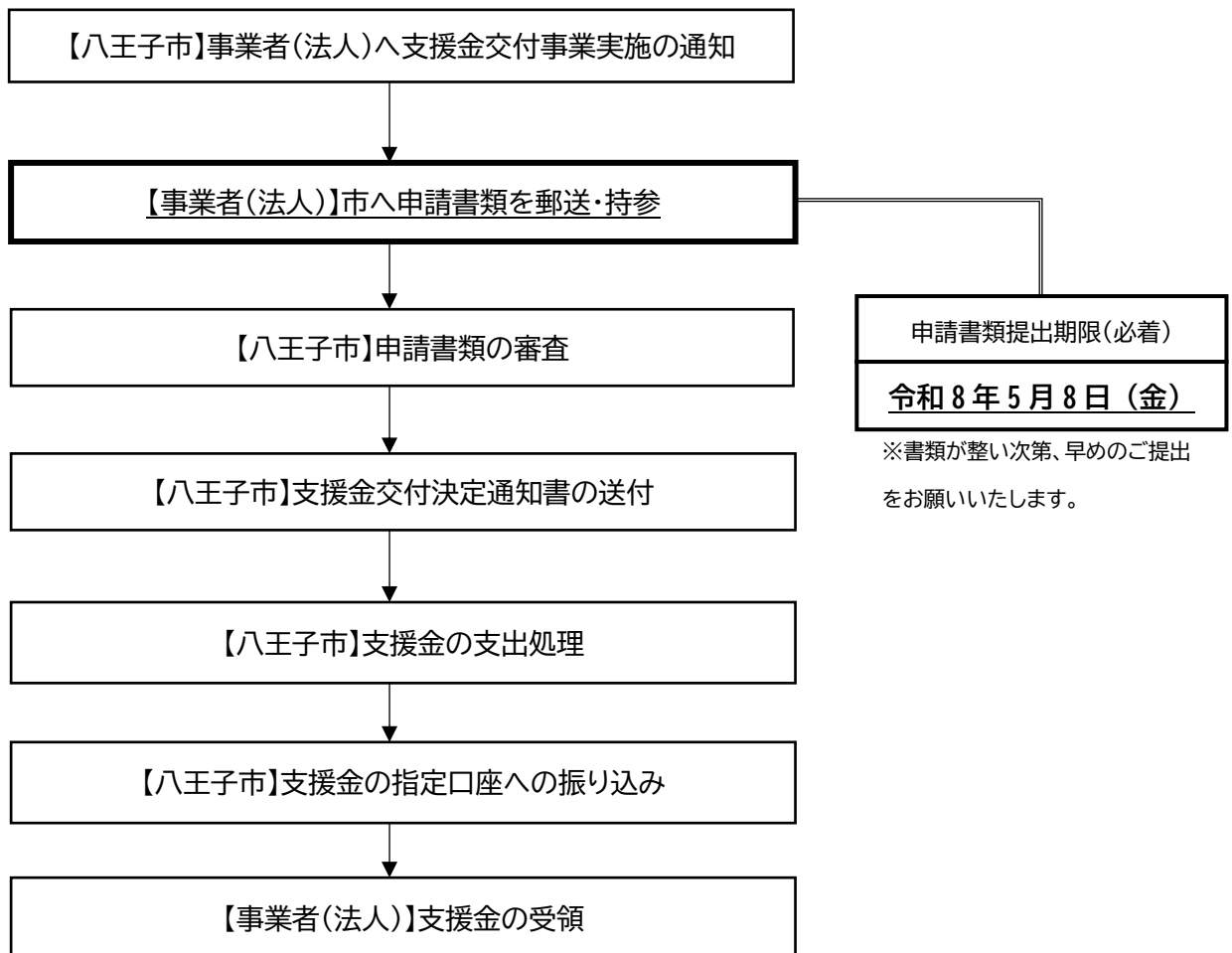
※2-1 対象車両は、令和7年10月1日時点の数とする。ただし、令和7年10月2日から令和7年12月1日までに指定等をされた事業所については、指定等をされた日時点の数とする。

※2-2 対象者は、対象期間の各月1日における人数の合計とする。

4. 申請から支援金受領までの流れ

本支援金は、交付対象となるサービスを提供している事業所の運営事業者（法人）が申請してください。

運営している事業所が複数ある場合も、事業所ごとではなく運営事業者（法人）が一括して申請してください。



5. 申請書類の作成について

(1) 第1号様式(交付申請書兼口座振替依頼書)

- すべての事業者(法人)が提出する書類です。
- 様式は、八王子市のホームページ(下記URL)に掲載しています。
⇒<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/011/003/001/p037160.html>
- 手書きはせず、Excelに入力して作成してください。
- Excelファイル内に記入例がありますので、作成時にご確認ください。
- 「1 申請額」は別紙1-1、1-2、1-3、別紙2、別紙3に入力することで、自動で表示されます。
- 「2 申請者」は、事業者(法人)の情報を入力してください。
- 「代表者職名」は、正しく記載してください。
正しい記載例：代表取締役、取締役、理事長、代表社員 等
誤った記載例：代表取締役社長、社長
- 押印は、事業者(法人)の代表者印(役職名が入っているもの)を使用してください。**
代表者印を作成していない場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。
- 代表者印は、朱肉を使用して押す印鑑を使用してください(スタンプ印は不可)。
- 押印は、代表者氏名に重ならないようにしてください。
⇒ 支援金の支出処理の際に第1号様式をAI-OCRで読み取りますが、文字と押印が重なっていると読み取りエラーが発生する場合があります。
- 押印は、印影が鮮明に見えるようにしてください。下記のような場合、代表者印の押し直しや第1号様式の再提出をお願いすることがあります。
⇒ 印影が薄く、文字が判読できない。
印影がかすれている。
印鑑の文字が欠けている。
文字が二重になっている。
朱肉の量が多く、印影がにじんでいる。
大きな角度で斜めになっている。
上下が逆になっている。
- 「3 振込先口座情報」は、支援金の振込先の口座を入力する欄になります。
口座は、「2 申請者」と同一名義の法人口座にしてください。ただし、法人の支店口座や経理部門の口座を指定することは可能です。
例：「2 申請者」が「株式会社 八王子」で振込口座を元本郷支店の口座にする場合
⇒ カ) ハチオウジ モトホンゴウシテン
この場合、「2 申請者」と法人格が一致しているため、振込口座として指定することが可能です。
- 「3 振込先口座情報」を入力する際は、八王子市のホームページに掲載している「口座名義略語一覧」と「ゆうちょ銀行振込先口座読替票」を参照してください。
- 「3 振込先口座情報」の金融機関・支店コード・口座番号については、通帳の表紙裏

(通帳をめくった1頁目)等を確認し、半角で数字を入力してください。

- 「3 振込先口座情報」の口座名義人は、通帳の表紙裏(通帳をめくった1頁目)等を確認し、半角カタカナで入力してください。

(2) 第1号様式の別紙1-1、1-2、1-3、別紙2、別紙3

- すべての事業者(法人)が提出する書類です。
- 様式は、「第1号様式」のExcelファイル内にあります。
- 手書きはせず、Excelに入力して作成してください。
- Excelファイル内に記入例がありますので、作成時にご確認ください。
- 右上に担当者名と電話番号を入力してください。**
- サービス種別ごとに提出が必要な別紙が異なります。複数のサービスを提供している事業者は、該当する別紙をすべて提出してください。

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院・・・・・・・・別紙1-1
地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護・・・・・・・・別紙1-2
特定施設入居者生活介護・・・・・・・・別紙1-3
通所系等・・・・・・・・別紙2
訪問系・・・・・・・・別紙3

例：運営する事業所が介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)のみの場合

⇒ 別紙1-1を提出する。

例：運営する事業所が介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、地域密着型通所介護の場合

⇒ 別紙1-1、別紙2を提出する。

- 別紙1-1~1-3に入力する入所者等の人数は、対象期間の各月1日(令和7年10月1日、11月1日、12月1日)における人数です。
- 別紙2、別紙3に入力する自動車の台数は、令和7年10月1日時点の数です。令和7年10月2日以降に数の増減があった場合でも、必ず令和7年10月1日時点の数を入力してください(令和7年10月2日から令和7年12月1日までに指定等をされた事業所を除く)。

- 事業所番号、入所者等を入力すると自動で金額が表示されます。

例1：平成12年4月1日に指定された介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

入所者のうち、介護保険法第五十一条の三における特定入所者介護サービス費の対象となる特定入所者を除いた者

⇒ 令和7年10月1日時点：56人

令和7年11月1日時点：55人

令和7年12月1日時点：54人

対象者数(56+55+54=165人)×3,907円(対象者一人あたりの交付額。月額。) = **644,655円**が支援金として支給される金額になります。

例2：平成30年4月1日に指定された地域密着型通所介護

令和7年10月1日時点の送迎車両の台数：4台

⇒ 送迎車両の台数(4台) × 1,700円(対象車両1台あたりの交付額。月額) × 3か月(対象期間) = 20,400円が支援金として支給される金額になります。

- 同じ事業所番号でサービス種別が異なる場合や、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等のサテライト事業所を運営している場合は、下段の枠に手入力してください。

(3) 振込口座を確認できる書類

- すべての事業者が提出する書類です。
- 金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人(カナ)が確認できる書類を提出してください。
例：通帳の表紙裏(通帳をめくった1ページ目)のコピー等

(4) 申請車両一覧表

- 訪問系・通所系等の事業所を運営している場合は、提出が必要です。施設系の事業所のみを運営している場合は、提出不要です。
- 様式は、八王子市のホームページ(下記URL)に掲載しています。
⇒<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/011/003/001/p037160.html>

6. 申請受付期間

令和8年(2026年)4月1日(水)～令和8年(2026年)5月8日(金)【必着】

7. 提出方法及び提出先

郵送または窓口への持参により提出してください。

【提出先】

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1

八王子市福祉部高齢者いきいき課 事業者指定担当 支援金受付係

※ 郵送の場合、宛先に「支援金受付係」と明記してください。

※ 窓口での受付時間は、午前8時30分から午後5時です。

※ 土曜日・日曜日、祝日は閉庁しております。**守衛室へ提出をすることはできませんので、ご注意ください。**

8. 問い合わせ先

八王子市福祉部 高齢者いきいき課 事業者指定担当

【電話番号】042-620-7452、042-620-7294

Q & A

Q1：令和7年度中に開設した事業所は対象になるか？

A1：令和7年12月1日までに開設した事業所が対象となります。

Q2：申請日時点で休止している、または廃止した事業所は対象になるか？

A2：対象外です。

Q3：申請日時点で、休止または廃止を決定している事業所は、対象になるか？

A3：対象外です。

Q4：1つの事業所で、地域密着型通所介護と予防通所介護相当サービスの両方を実施している場合の考え方は？

A4：介護サービスと、介護予防サービスまたは介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを1つの事業所で提供している場合は、1つの交付対象事業所とします。

Q5：介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に併設している短期入所者生活介護の利用者のうち、介護保険法第五十一条の三における特定入所者介護サービス費の対象となる特定入所者を除いた者は対象となるか。

A5：本支援金の交付対象となるサービス種別は、交付要綱の別表に記載されているもののみになります。短期入所者生活介護は別表に記載されていないため、対象外です。

Q6：交付対象となる自動車や対象者の数は、どのように決めているのか？

A6：対象車両は、令和7年10月1日時点の数です。ただし、令和7年10月2日から令和7年12月1日までに指定等をされた事業所については、指定等をされた日時点の数としています。

対象者は、対象期間（令和7年10月1日から令和7年12月31日まで）の各月1日における人数【※】の合計としています。

※ 各月1日付で入所（入居）した場合は、対象者となります。各月1日付で退所（退居）または死亡した場合は、対象者となりません。

Q7：対象となる自動車に、事業者（法人）ではなく事業所所有の車は含まれるか。

A7：事業所が所有する自動車は対象となります。

Q8：訪問に原付バイクを使用しているが、支援金の対象となるか。

A8：本支援金では、ガソリン価格高騰の影響を受けやすい自動四輪車（軽自動車以上）を対象としています。そのため、原付バイクやスクーター等の二輪車や三輪バイク、エンジンの総排気量の少ないミニカーにかかる燃料費は、本支援金の対象外となります。

Q9：事業者（法人）で自動車のリース契約を行い、送迎に利用しているが、支援金の対象となるか。

<p>A 9：リース契約の自動車を送迎等に使用している場合についても、本支援金の対象となります。</p> <p>なお、燃料費は事業者（法人）で負担していることが必要です。</p>
<p>Q10：職員名義の自動車を送迎に利用しているが、支援金の対象となるか。</p>
<p>A10：職員（職員の家族も含む。）名義の自動車を送迎等に使用しており、燃料費を事業者（法人）で負担している場合は、本支援金の対象となります。</p> <p>なお、燃料費を事業者（法人）で負担していることについて、市から資料の提出を求める場合があります。</p>
<p>Q11：送迎等を委託して実施しているが、支援金の申請は可能か。</p>
<p>A11：事業者（法人）が燃料費を負担している場合、本支援金の対象となります。</p> <p>なお、燃料費を事業者（法人）で負担していることについて、市から資料の提出を求める場合があります。</p>
<p>Q12：電気自動車は本事業の対象となるか。</p>
<p>A12：本事業はガソリン、軽油にかかる費用が対象となるため、電気自動車については支援金の対象外となります。</p>
<p>Q13：複数の対象事業所で1台の自動車を使用しているが、事業所ごとの申請は可能か。</p>
<p>A13：同一の自動車を複数の事業所で使用している場合は、使用頻度が最も高い事業所で申請する等、1つの事業所でご申請ください。</p>
<p>Q14：対象期間中に1台追加で自動車を購入したが、追加申請は可能か。</p>
<p>A14：追加購入をされた分については、申請できません。基準日時点の台数により、申請を行ってください。</p>
<p>Q15：基準日以降に廃車にした自動車が1台あるが、対象となるか。</p>
<p>A15：基準日時点で所有している自動車であれば、対象となります。</p>
<p>Q16：事業所ごとに申請できるか？</p>
<p>A16：できません。事業者（法人）単位で申請してください。</p>
<p>Q17：事業所名義の口座を、振込口座として使用できるか？</p>
<p>A17：原則、申請者である事業者（法人）と同一の口座を使用してください。ただし、口座名義人が申請者の法人格と一致している場合は可能です。詳細については、本手引きの「5. 申請書類の作成について」の「(1) 第1号様式（交付申請書兼口座振替依頼書）」をご確認ください。</p>
<p>Q18：東京都が実施する「令和7年度特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策支援金（10月分から12月分まで）」や「令和7年度介護サービス事業所燃料費高騰緊急対策支援金（10月分から12月分まで）」をすでに申請しているが、八王子市の支援金も申請することは可能か？</p>
<p>A18：上記の東京都の支援金を申請している場合でも、本支援金への申請は可能です。</p>

ただし、訪問系・通所系等の事業所が使用している自動車の燃料費について、上記の東京都の支援金を申請している場合は、同じ自動車を対象として本支援金を申請することはできないためご注意ください。

Q19：この支援金を受けたあとに、他の自治体を実施する物価高騰対策支援金を申請することは可能か？

A19：他の自治体を実施する支援金等への申請の可否については、申請する自治体にお問い合わせください。